

包括外部監査の結果に基づく措置状況及び 令和5年9・10月に実施した定期監査等の結果を公表しました

以下の通り、包括外部監査の結果に基づく措置状況と、令和5年9月・10月に実施した定期監査等の結果を公表しました。

1 内容

(1) 包括外部監査の結果に基づく措置状況について

- ① 措置対象の監査
平成24, 令和2, 3, 4年度包括外部監査
- ② 措置内容等
市長, 教育委員会からの通知に記載のとおり

(2) 定期監査の結果について

- ① 監査の対象及び範囲
北区役所市民保険年金課ほか12部署において、令和5年4月1日から令和5年7月31日までに執行された収入事務及び支出事務等
- ② 監査の期間
令和5年9月1日から令和5年10月31日まで
- ③ 監査の結果
報告書「4 監査の結果」に記載

(3) 出資団体監査の結果について

- ① 監査の対象及び範囲
岡山市勤労者サポートプラザほか1団体における令和4年度の出納その他の事務
- ② 監査の期間
令和5年9月1日から令和5年10月31日まで
- ③ 監査の結果
報告書「4 監査の結果」に記載

(4) 公の施設の指定管理者監査の結果について

- ① 監査の対象及び範囲
富士建設工業株式会社における令和4年度の公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務
- ② 監査の期間
令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(5) 出資団体監査等の実施に伴う所管課の随時監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

産業観光局商工部創業支援・雇用推進課ほか2課の令和4年度における所管課業務

② 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

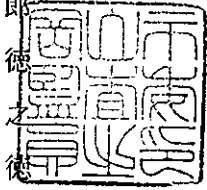
【問い合わせ先】

岡山市 監査事務局 山本・山野井 直通086-803-1552 内線4564・4567

岡山市監査委員公表第28号

包括外部監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表する。

令和5年12月8日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎	
同	土	居	幸徳	
同	藤	原	哲之	
同	福	吉	智徳	

岡 総 第 5 2 2 号
令和 5 年 1 1 月 2 7 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- | | |
|-----------------|-------|
| ・平成 24 年度包括外部監査 | 1 項目 |
| ・令和 2 年度包括外部監査 | 3 項目 |
| ・令和 3 年度包括外部監査 | 73 項目 |

以上

平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見の要旨	措置内容
1.	地域子育て支援課	旧青年の家	<p>新館は近隣にある埋蔵文化財センターの倉庫として利用しており、旧館は登録文化財として申請できる状況にあるが、現在の利用方法では、利用頻度等を勘案すると、当該敷地内にある駐車場は広大(1,359.1㎡)で、その大半が利用されていないことから、必要部分を除き公園その他の緑化施設へ転用することや売却する等の活用方法を模索することが望まれる。</p>	<p>R3.3月に外壁等石綿(アスベスト)定性分析を実施したところ、本館に一部含まれていることが確認された。 R3年度に公共建築課へ解体に係る概算の見積を依頼したところ、土地評価額を上回る解体費用が必要であることが判明している。また、解体費用以外にも敷地境界確定やキュービクル等の撤去、樹木の伐採費用などが別途必要である。 R5.7月に大気中アスベスト調査を実施し、外壁からの飛散がないことを確認した。また、敷地17筆の外側の境界を確定する場合、約247万円の経費がかかると確認した。 現在は、地域子育て支援課(青少年健全育成協議会・子ども会・成人式等含む)や広報広聴課等が一時的な保管場所として使用しており、必要性を勘案するとともに、保管場所の整理を行っている。 また、土地及び建物の一部(屋上)は携帯電話の基地局、電柱敷設、ガス管理として事業者へ貸し付けており、令和4年度は年間約26万円の収入がある。 以上を踏まえ、活用方法についてあらゆる方向性から検討を行った結果、現在の利用方法を継続していくことが妥当であるとの結論に至った。</p>

令和2年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	施設	監査項目	指摘の要旨	措置内容
1	高齢者福祉課	老人憩の家	施設の管理運営(岡山市立松尾園を除く)	老人憩の家(岡山市立松尾園を除く)の使用許可手続については、条例が定める手続を履践すべきである。また、公の施設に相応しい申請手続を整備すべきである。	条例が定める申請書・許可証を印刷し、指定管理者で手続を対応いただく。
2	高齢者福祉課	ふれあいプラザ	施設の管理運営	ふれあいプラザの使用許可手続については、条例が定める手続を履践すべきである。	条例が定める申請書・許可証を印刷し、指定管理者で手続を対応いただく。

令和2年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	施設	監査項目	意見の要旨	措置内容
3	保健管理課	障害者生活支援センター	指定管理候補者の選定	応募者数を増やす取組、工夫について十分に検討し、次回公募時に、より多くの応募者数となるよう募集のあり方を検討されたい。	令和5年度から実施する「岡山市指定管理者モニタリング評価シート」において、利用者数や利用ニーズ、自主事業や施設の修繕内容等をHPで公表を行い次回指定管理業務の応募する際に参考に参考となる情報を広く発信していく予定である。

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
1	契約課	【総論】 設計金額の積算(予定価格の設定)	一般委託・役務等	設計金額の積算方法の概要	積算者及び査定者による二重の確認を徹底する体制の整備について、要綱等において規定されていない。	令和5年度より、設計書には、積算者及び査定者が、設計の内容に誤りが無いか確認を徹底した上で押印するように、各契約事務の手引に追記した。
2	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	全般	随意契約	随意契約を締結する際における全ての業務区分における統一的規程として随意契約ガイドラインを整備されたい。	令和5年度より、検討の結果、手引「全般編」において内容の充実を図ることとし、「随意契約の手続き」を、「随意契約」によることができる場合「に、全業務の統一的な規程や具体例等を記載した。
3	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	一般委託・役務等	一般競争入札	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」の名称を、「岡山市委託等一般競争入札の実施に関する要綱」へ変更されたい。併せて、同要綱第1条の「一般競争入札を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。」については、「一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。」へと改正されたい。	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」を改正し、名称を「岡山市委託等一般競争入札の実施要綱」とし、第1条を「一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。」とした。 令和5年3月29日決裁 令和5年10月1日適用
4	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	一般委託・役務等	一般競争入札	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」第2条において、自治令第167条各号及び同第167条の2第1項各号に該当する場合を除き、契約方式は一般競争入札とする旨を明記されたい。	「岡山市委託等一般競争入札の試行に関する要綱」を改正し、第2条に自治法令第167条、第167条の2等に該当する場合を除き、契約方式は一般競争入札とする旨を明記した。 令和5年3月29日決裁 令和5年10月1日適用
5	契約課	【総論】 契約方式及び契約相手方の選定	建設コンサルタント	一般競争入札の実施に関する問題 点	建設コンサルタント業務に係る総合評価方式競争入札の実施に関する要綱の制定を検討されたい。	国においては、技術提案によって仕様を作成する方が適する業務はプロポーザル(企画競争)方式、実施方針や技術チームを提出することを求める場合は総合評価方式、一定の資格・実績等を求めることで品質が確保できる場合は、価格競争を行っている。 検討の結果、技術的な提案や実施方針を求める場合は、プロポーザル(企画競争)方式に包含できることから、案件に応じて、プロポーザル(企画競争)方式とするか、価格競争方式にするかを決定することとし、現状では総合評価方式の実施に関する要綱は制定を行わない。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
6	契約課	【総論】 契約代金支払い	一般委託・役務等	運用上の問題点	契約課において、委託契約において、前金払が認められる「前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに関する経費」(自治令第163条第3号)、「前金で支払をしなければ契約しがたい補償金」(岡山市会計規則第70条第3号)や、概算払が認められる「概算払によらなければ契約しがたい委託料」(岡山市会計規則第70条第6号)の解釈につき指針を示し、具体例を手引:委託編に記載等するなどして周知されたい。	令和5年度より、手引:委託編の「前金払」、「概算払」の記載を充実させ、それぞれ認められる場合の解釈や具体例を記載した。
7	会計課	【総論】 契約代金支払い	一般委託・役務等	運用上の問題点	契約課において、委託契約において、前金払が認められる「前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに関する経費」(自治令第163条第3号)、「前金で支払をしなければ契約しがたい補償金」(岡山市会計規則第70条第3号)や、概算払が認められる「概算払によらなければ契約しがたい委託料」(岡山市会計規則第70条第6号)の解釈につき指針を示し、具体例を手引:委託編に記載等するなどして周知されたい。	契約事務の手引き(一般委託・役務等)令和5年4月1日改訂分22～23ページに前金払、概算払についての指針と具体例を記載。
8	契約課	【総論】 契約事務に関するシステム	運用上の問題点	情報の網羅性及び後索性	企画競争を実施した契約については全て財務会計システムの「入力参加条件」に「企画競争」という統一的な入力を行うルールを定め、これに従った運用を行われたい。	令和5年度より、企画競争を実施した契約については、財務会計システム入力の際は、随意契約理由欄に企画競争により応募者を選定したことを入力するよう各契約事務の手引に記載した。
9	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	契約事務に関する手引の全体像	手引の体系	全ての契約事務の手引について、統一的なフォーマットとルールに基づき作成し、用語の統一や相互のリンクを図るなど、体系的に整理されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引について再点検し、用語や言い回しの統一を図るなど、可能な限り体系的に整理した。今後も、各契約事務の手引の見直し時において、統一的な整理を進めていく。
10	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	構成	各契約事務の手引においては、入札・契約制度の説明について記載を充実させ、参照すべき規程や要綱等についても条文番号を特定しながら、その概要について記載されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引の全体的な内容の充実を図るとともに、参照すべき規程や要綱等の条文番号や概要を記載した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘要旨	措置内容
11	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	一般競争入札に関する記載不備	各契約事務の手引における制限付一般競争入札の項目において、無条件・無制限に入札参加資格を制限することができるものではなく、自治令第167条の5の2所定の要件を満たす場合に限り、同条所定の範囲において入札参加資格を付することができるに過ぎないこと、また、制限付一般競争入札において、競争性の確保が地元業者優遇等の要請に優越することにつき、注意喚起された。	令和5年度より、各契約事務の手引に、制限付一般競争入札に係る記載事項の充実を図り、無条件・無制限に参加資格を制限できるものではないこと、地域要件の設定は、競争性の確保が前提となることに注意するよう記載した。
12	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	指名競争入札に関する記載不備	各契約事務の手引において、自治令第167条各号の趣旨及び具体例について各号毎に整理して記載された。	令和5年度より、各契約事務の見直しを行い、一般競争を原則とすること、また指名競争入札によることとができる場合の具体例等について自治令第167条各号毎に整理して記載した。
13	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	指名競争入札に関する記載不備	各契約事務の手引において、規程等を引用しつつ、指名基準につき説明されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引の指名選定の記載を見直した。手引:全般編に、規程を引用し、指名選定の留意事項を記載した。
14	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	随意契約に係る判断基準の記載不備	随意契約ガイドライン等が整備されるまでの応急的措置として、契約業務区分毎に随意契約が許容される典型的な場合について、具体例とともに整理し、記述されたい。	令和5年度より、手引:全般編の内容の充実を図り、随意契約によることとができる場合の具体例を工事以外についても記述した。
15	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	一括委任・一括下請負の禁止についての記載不備	手引:全般編において、製造の請負等についての一括委任等の禁止について市規則第59条を準用している市規則第115条について記載されたい。	令和5年度より、手引:全般編を見直し、指摘の市規則第115条について記載した。
16	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	手引:全般編において、契約情報の公表に関する項目を設け、契約情報が公表されている趣旨や契約業務区分に共通する事項について記載されたい。	令和5年度より、手引:全般編に「契約情報の公表」を新たに設け、公表の趣旨や漏れなく公表行うことなどを記載した。
17	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	手引:全般編において、苦情等申出制度の概要について記載されたい。	令和5年度より、手引:全般編に「入札契約に係る苦情等の申立て」を新たに設け、制度の概要について記載した。
18	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	手引:全般編において、談合に関する法規制の概要、談合防止に関する手引:マニュアルの概要の説明、官製談合防止法の概要の説明、岡山市談合情報対応マニュアルの存在及び概要について記載されたい。	令和5年度より、手引:全般編に「入札談合の防止」を新たに設け、独禁法、官談法、市談合情報対応マニュアルの概要などについて記載した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
19	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	手引:全般編における規程等、及び記載内容についての記載不備が多数認められるため、適切な記載内容となるよう全般について内容を再度確認し、改訂されたい。	令和5年度より、手引:全般編の指摘の記載不備を修正し、また手引:全般編の再点検を行った。
20	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	変更契約が認められる基準についての記載不備等	各契約事務の手引の全体について、あらためて記載内容を点検し、記載ミスの箇所について適宜修正されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引の再点検を行い、適宜修正を行った。なお、指摘のあった手引:全般編の記載ミスの箇所についても修正済。
21	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	総論	手引:工事編には、建設工事に関する契約事務についての情報を集約し、一体性を持った「手引」としての体裁を有するデータを作成されたい。	令和5年度より、一体性を感じられるように、目次も作成し、トップページを修正した。
22	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	総論	手引:工事編について、建設工事に関する契約事務の全体像、建設工事に関連する入札、契約制度の内容が理解できるだけの内容を備えるよう、抜本的に再編集されたい。	令和5年度より、工事契約事務の内容が理解できるように、追記を行った。また、今後とも理解しがたいところがあれば、適宜修正を行うこととした。
23	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引:工事編に、市規則の具体的な条項を引用の上、公告期間や見積期間の概要について記載された。	令和5年度より、公告期間や見積期間について記載した。
24	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引:工事編に、建設業法の具体的な条項を引用の上、経営事項審査の概要について記載された。	令和5年度より、経営事項審査について記載した。
25	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引:工事編に、「岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について」の具体的な条項を引用の上、入札参加資格や各等級別の発注基準の概要について記載されたい。	令和5年度より、参加可能な等級及び所属エリアについて、記載した。
26	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引:工事編に、岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱の具体的な条項を引用の上、低入札価格調査制度の趣旨や手続の概要、調査における統一的な指針等を記載されたい。	令和5年度より、低入札価格調査について記載した。

No.	担当課	章・節	項目	指摘の要旨	措置内容
27	契約課	【総論】 契約事務に関する手引 建設工事	記載項目・内容の問題点	手引：工事編に、「岡山市建設工事総合評価一般競争入札(特別簡易型・簡易型)落札者決定基準」の具体的な案項を引用の上、総合評価一般競争入札制度の趣旨や、各方式の説明、対象要件、落札者決定基準の概要、手続の流れ、総合評価一般競争入札を柔軟的なものとするための留意点等を記載されたい。	令和5年度より、総合評価一般競争入札について記載した。
28	契約課	【総論】 契約事務に関する手引 建設工事	記載項目・内容の問題点	手引：工事編において、平成28年10月14日付国土交通省土地・建設産業局長「一括下請負の禁止について」(国土建第275号)の内容に準じ、法や市規則、約款などの具体的な案項を引用の上、下請管理の趣旨や具体的な運用、下請が禁止される範囲の基準等を記載されたい。	令和5年度より、下請負について記載した。
29	監理検査課	【総論】 契約事務に関する手引 建設工事	記載項目・内容の問題点	手引：工事編の「設計変更基準について(内規)」の表記を「工事請負契約に係る設計・変更ガイドライン」に改め、内容も同ガイドラインの内容にアップデートされたい。	令和5年度より、「設計変更基準について(内規)」の表記を「工事請負契約に係る設計・変更ガイドライン」に改め記載した。
30	契約課	【総論】 契約事務に関する手引 建設工事	記載項目・内容の問題点	手引：工事編に、岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱の条文を適宜引用しながら、共同企業体の取扱いや共同請負の運用基準の概要について具体的に記載されたい。	令和5年度より、共同企業体について記載した。
31	契約課	【総論】 契約事務に関する手引 小規模工事	総論	手引：小規模工事編について、小規模工事に関する契約事務の全体像、小規模工事に関連する契約制度の内容が理解できるだけの内容を備えるよう再編集されたい。	令和5年度より、手引：小規模工事編の見直しを行い、根拠規定の条文番号を追加するなどした。
32	契約課	【総論】 契約事務に関する手引 一般委託及び役務等	契約締結の方法	手引：委託編「第2 契約締結の方法」1 契約方法」の項目において、契約締結方法の原則が一般競争入札であることを明確にされたい。	令和5年度より、手引：委託編「第2 契約締結の方法」に、契約締結の方法は原則として一般競争入札によることを記載した。
33	契約課	【総論】 契約事務に関する手引 一般委託及び役務等	契約締結の方法	手引：委託編において、「岡山市委託業務への参加の有無を確認する要綱」の参照条文を引用しながら、制度の概要を記載されたい。	令和5年度より、手引：委託編に、「岡山市委託業務への参加の有無を確認する要綱」に関する要綱の参照条文を引用しながら、制度の概要を記載した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
34	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約締結の方法	手引:委託編4頁「(注3)」の記載については、福祉団体との契約についても原則として一般競争入札によるべきであり、自治令第167条の2第1項第3号の要件を満たす場合に限り任意契約とすることができる旨を明確にされた。	令和5年度より手引:委託編4ページ「(注3)」は削除、原則として一般競争によることを追記し、福祉団体との契約は、自治令第167条の2第1項第3号に該当するものについては任意契約によることができることを追記した。
35	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約締結の方法	手引:委託編において、長期継続契約が「その契約の性質上翌年度以降にわたって契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」に限り締結することができるものであることを明記された。	令和5年度より手引:委託編に、長期継続契約の対象は、「その契約の性質上翌年度以降にわたって契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」であることを記載した。
36	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約の準備	手引:委託編「第3 契約の準備」2 契約相手方「検討」の項目において、一般競争入札が原則であることを明記した上、指名競争入札、任意契約それぞれの要件、根拠規定及び手続の概要について説明された。	令和5年度より手引:委託編「第3 契約の準備」に、原則として一般競争入札によることを明記し、指名競争入札、任意契約の要件等について追記した。
37	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編18頁の「設計金額が130万円以上の場合は、契約保証金又は契約保証人を条件として付す。」との記載について、「契約に際しては原則として契約保証金又は契約保証人を付す必要がある。ただし、契約金額130万円未満の場合は免除することができる。その他の契約保証金又は契約保証人の免除の要件については、市規則第32条及び第35条第1項を必ず確認すること。」等の記載へ改められた。	令和5年度より手引:委託編を「契約に際しては原則として契約保証金又は契約保証人を付す必要がある。」に改め、また「設計金額が130万円未満の場合等、契約規則第32条及び第35条第1項に該当する場合は、契約保証金及び契約保証人を免除することができる。」と記載した。
38	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編において契約代金の支払は確定しが原則であることを明記された。	令和5年度より手引:委託編に、契約代金の支払は確定しが原則であることを明記した。
39	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編において、前金払が一定の要件を満たす場合に限り認められる例外的な支払方法であることを明記された。	令和5年度より手引:委託編に、前金払は一定の要件を満たす場合に限り認められ、真にやむを得ない場合に限定して行うよううに明記した。
40	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引:委託編の前金払に関するページの参照資料欄に、前金払の根拠条文である自治令第163条及び岡山県市会計規則第75条から第75条までの条文について記載された。	令和5年度より手引:委託編に、前金払の根拠条文を記載した。

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
41	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引：委託編において、概算私の根拠条文である自治令第162条及び岡山市会計規則第70条から第72条までの条文を引用しながら、例外的に概算私が認められる場合の要件について説明された。	令和5年度より、手引：委託編に、概算私の根拠条文を引用し、例外的に概算私が認められる要件や具体例を記載した。
42	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	修繕	契約方式の記載不備	手引：修繕編2頁「第2 契約締結の方法」1「契約方法」の項目において、一般競争入札の原則に続き、例外的に指名競争入札及び随意契約を選択することができる場合(自治令第167条及び同第167条の2の解釈)につき記載されたい。	令和5年度より、手引：修繕編に、一般競争が原則であること、要件に該当する場合のみ指名競争入札又は随意契約によることができることを記載した。
43	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	総論	手引：建設コンサルタントについては、建設コンサルタントに関する契約事務の全体像、建設コンサルタントに関連する入札・契約制度の内容が理解できるだけの内容を備えるよう、抜本的に再編集された。	令和5年度より、建設コンサルタント契約事務の内容が理解できるよう、追記を行った。また、今後も理解しがたいところがあれば、適宜修正を行うこととした。
44	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引：建設コンサルタントにおいて、どのような業務が建設コンサルタント業務に当たるのか、区別のポイント等を示されたい。	令和5年度より、冒頭に建設コンサルタント業務とはどのような案件か、また、どのような案件が該当しないかを追記した。
45	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引：建設コンサルタント編3頁「2 一般競争入札の参加資格要件の設定」(6) 同種業務又は類似業務の履行承諾の「業務の難易度、特殊性を勘案して、発注業務の50%～100%の範囲内で設定することができる。」との記載については、内容が明確になるよう記載を改められたい。	令和5年度より、履行実績を設定できるという記載に変更した。
46	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引：建設コンサルタント編に、随意契約の企画競争に関する項目を設けて、その留意事項等について記載されたい。	令和5年度より、企画競争について追記した。
47	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	物品	規則改正についての反映の不備	法令や規則等の改正があった場合は、速やかに手引を改訂されたい。	令和5年度より、手引きの見直し及び修正を行った。
48	人事課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	庁舎等整備業務委託契約	監査結果	本件各契約について長期継続契約を締結するとしても、その期間については、3年以内では契約締結が困難であるのか、再度検討されたい。	次回契約(令和8年度実施分)については、契約期間を3年以内とする。
49	中区役所総務地域振興課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	庁舎等整備業務委託契約	監査結果	本件各契約について長期継続契約を締結するとしても、その期間については、3年以内では契約締結が困難であるのか、再度検討されたい。	次期入札に向けて、契約年数の短縮を検討していく。

No.	担当課	章	如	項目	指摘の要旨	措置内容
50	南区役所地域整備課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	庁舎等清掃業務委託契約	監査結果	庁舎清掃業務委託に係る契約については、一般競争入札を実施されたい。	令和6年度契約分から一般競争入札を実施することとした。
51	南区役所地域整備課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	庁舎等清掃業務委託契約	監査結果	入札における実質的競争性を高めるための方策を検討されたい。	令和6年度契約分から一般競争入札を実施することとした。
52	南区役所地域整備課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	庁舎等清掃業務委託契約	監査結果	委託契約書及び仕様書において、再委託する場合につき、受託者が委託契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」を行い、これら審査の上、市が「承認」する必要があることを定められたい。	令和6年度契約分から契約書及び仕様書に、再委託に関する条項を追加することとした。
53	下水道施設管理課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	天瀬ポンプ場ほか運転業務委託	監査結果	毎年同一業者が高い落札率で落札しているという入札結果になっていることの原因究明及び入札における実質的競争性確保のための方策を検討されたい。	ポンプ場の新設に伴い、業務内容等の精査を行った結果、落札率の改善が見られた。
54	下水道管路整備課	【各論】 建設コンサルタント契約	構井上地内汚水管理設工事他積算補助業務委託	契約相手方の選定	岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱第4条第1項第3号イ及びウの「入札参加可能者数」に関する要件を満たすかどうかについては厳格に調査・確認されたい。	確認した。
55	下水道管路整備課	【各論】 建設コンサルタント契約	構井上地内汚水管理設工事他積算補助業務委託	契約相手方の選定	次回同種業務の入札実施時には、事業所所在地資格を「準市内業者」又は「市外業者」まで緩和されたい。	「準市内業者」まで拡大した。
56	下水道施設整備課	【各論】 建設コンサルタント契約	東高前樋門改良ほか詳細設計等業務委託契約	契約相手方の選定	競争入札において落札率が極めて高率となった場合、その原因について検証し、改善策を検討されたい。その際、入札者に対して入札価格内訳書の提出を求め、分析・検討する方法も選択肢として検討されたい。	本件の落札率が極めて高くなった原因は、業務内容に土木・機械・電気を含んでおり一般的な下水道管まき設計業務と比較して業務内容が複雑であったことにより応札金額が上がったためと推察される。
57	公共建築課	【各論】 建設コンサルタント契約	旧市民病院別館受変電設備改修他の設備設計業務委託契約	契約相手方の選定	事業協同組合が受注者の場合において、契約保証人を当該事業協同組合の組合員とすることは承認しないこととされたい。	岡山市契約規則に基づいて適正に契約保証人を選定していただくよう努めていく。
58	下水道施設管理課	【各論】 施設修繕契約	汚水処理施設修繕(4契約)	監査結果	同種の修繕業務については、指名競争入札ではなく一般競争入札を実施されたい。	令和5年度10月1日より、許容価格100万円以下の修繕を除き、原則として一般競争入札を実施する。

No.	担当課	章	節	項目	指箇の要旨	措置内容
59	下水道施設管理課	【各論】 施設修繕契約	汚水処理施設修繕(4契約)	監査結果	仮に本修繕において指名競争入札を実施するとしても、指名競争入札を実施すべき理由に沿った合理的かつ明確な基準に基づいて指名されたい。	令和5年度10月1日より、許容価格100万円以下の修繕を除き、原則として一般競争入札を実施する。
60	下水道保全課	【各論】 施設修繕契約	鍛冶屋中継ポンプ場No.2ポンプ分解 修理	監査結果	本修繕業務については指名競争入札ではなく一般競争入札を実施されたい。	一般競争入札として対応することとした。
61	下水道保全課	【各論】 施設修繕契約	鍛冶屋中継ポンプ場No.2ポンプ分解 修理	監査結果	指名業者の選定は、規程上の根拠に基づき、公正性・客観性の担保された方法により実施されたい。	一般競争入札として対応することとした。
62	下水道保全課	【各論】 施設修繕契約	鍛冶屋中継ポンプ場No.2ポンプ分解 修理	監査結果	指名競争入札の実施に当たっては、あらかじめ入札日より前に辞退の期限を設定し、それまでに辞退者が現れた場合には、基準を満たすまで追加指名をされたい。	一般競争入札として対応することとした。

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	会計課	【総論】 契約代金支払い	全般	支払事務	支払遅延の防止を徹底するため、財務会計システムにおいて支払遅延防止のための機能を実装させたなどの全庁的な支払遅延防止体制を整備された。	令和5年3月より、請求書に支払期限が明記されている支払については、財務会計システムにおいて支出命令書の支払予定日欄の入力を必須とし、会計課で支払遅れがないか確認し、必要に応じて担当課に連絡を取って支払い書類を提出させるなどし、支払遅延を防止している。
2	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	構成	各種契約事務の手引については、初任者であってももそれを参照することで間違いない契約事務を処理することができる程度に分かりやすく記載されている。	令和5年度より、各契約事務の手引の全体的な内容の充実を図った。
3	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	一般競争入札に関する記載不備	手引：全般編における入札参加資格についての内容も記載されたい。	令和5年度より、手引：全般編に、入札参加資格等は入札参加資格審査委員会において審査されることを記載した。
4	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	全般	指名競争入札に関する記載不備	各契約事務の手引において、自治令第167条第1号について、制限付一般競争入札によることができない場合に限り指名競争入札を行うことができ旨を明記されたい。	令和5年度より、各契約事務の手引に、原則、一般競争入札であり、指名競争入札は限定的に行うことを記載した。
5	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	建設工事	記載項目・内容の問題点	手引：工事編の冒頭に目次を付すべきである。	令和5年度より、目次を作成した。
6	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約締結の方法	手引：委託編において、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」の参照条文を引用しながら、「企画競争」の意義についても記載されたい。	令和5年度より、手引：委託編に、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」の参照条文を引用しながら、「企画競争」の意義についても記載した。
7	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	契約の準備	手引：委託編において、積算者及び査定者による二重の確認体制を徹底することについて明記されたい。	令和5年度より、設計書には、積算者及び査定者が、設計の内容に誤りがないか、確認を徹底した上で押印するよう、手引：委託編に追加した。
8	契約課	【総論】 契約事務に関する手引	一般委託及び役務等	事務手順	手引：委託編18頁に「契約保証人を立てるときは、契約相手方へ保証人承認願の提出を求め、その承認手続を経ること。」との記載を加えられたい。	令和5年度より、手引：委託編に、契約保証人を立てるときは、「契約の相手方から事前に保証人承認願の提出を受け、契約保証人として承認するかどうか、判断すること。」との記載を加えた。

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
9	契約課	【総論】 契約専務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引：建設コンサルタントの冒頭に目次を付すべきである。	令和5年度より、目次を作成した。
10	契約課	【総論】 契約専務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引：建設コンサルタントにおいて、手引：一般委託・役務等編の記載内容を参照する必要のある項目については、同手引を適宜引用等とともに、同手引とは異なる規程が適用される部分については、その旨を明記されたい。	令和5年度より、該当要綱の記載や企画競争については、一般委託・役務等編を参照するように、追記した。
11	契約課	【総論】 契約専務に関する手引	建設コンサルタント	記載項目・内容の問題点	手引：建設コンサルタントにおいて、建設コンサルタント業務に関する入札参加資格について要綱上の根拠規定を示されたい。	令和5年度より、入札参加資格について、要綱上の根拠規定を追記した。
12	契約課	【総論】 契約専務に関する手引	物品	随意契約に関する記載不備	手引：物品編の随意契約に関する項目において、自治令第167条の2第1項第1号から第9号までの規定(あるいは、手引：全般編の該当箇所)を正確に引用した上で、その解釈適用の例については正確に記載されたい。	令和5年度より、手引きの見直し及び修正を行った。
13	下水道管路整備課	【各論】 建設コンサルタント契約	構井上地内汚水管理施設工事他構築補助業務委託	契約相手方の選定	入札参加者に対して求められる資格及び業務経験については、必要最小限度のものとするべきであり、求められる履行の質との関係で緩和が可能かどうか検証されたい。	資格及び業務経験について緩和した。
14	下水道管路整備課	【各論】 建設コンサルタント契約	構井上地内汚水管理施設工事他構築補助業務委託	契約相手方の選定	入札参加資格を満たす業者がどの程度あるか、担当課において調査・確認されたい。	確認した。

岡教企第243号
令和5年11月27日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和3年度包括外部監査 1項目

以上

令和3年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

№	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
1	就学課	【各論】 一般委託・役務等提供契約	スクールバス運行業務委託(2契約)	監査結果	市職員が同乗する等の方法によるモニタリング調査や、各小学校の職員や児童・生徒を対象としたアンケート調査を実施されたい。	令和4年度市職員がスクールバスへ同乗し、モニタリング調査を実施した。令和5年度以降も市職員同乗による調査を継続実施する。

岡 総 第 5 2 1 号
令和 5 年 1 1 月 2 7 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・ 令和 4 年度包括外部監査	26 項目
-----------------	-------

以上

令和4年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	章	節	項目	指摘の要旨	措置内容
1	高齢者福祉課 行政事務管理課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	—	出資先No20(高齢者福祉課)一般社団法人岡山市老人クラブ連合会(出資割合48.1%) 出資先No21(高齢者福祉課)社会福祉法人愛隣会(出資割合50%) については、行政改革推進室担当の外郭団体の統制から漏れている。 さらに出資先No20(高齢者福祉課)一般社団法人岡山市老人クラブ連合会(出資割合48.1%)については、外郭団体の統制から漏れていたため、結果として地方自治法第199条第7項の対象外となっていた。	一般社団法人岡山市老人クラブ連合会については、令和5年6月議会において「地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例」を改正し、同法人を外郭団体と位置付けた。 社会福祉法人愛隣会については、社会福祉法人の場合、社会福祉法に基づき法人への指導監督が別途実施される等の理由から、出資割合のみをもって外郭団体には位置付けないこととしているので、その趣旨に沿って岡山市外郭団体改革方針1)の改正を行った。
2	観光振興課 庭園都市推進課 財産活用マネージメント推進課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	—	出資先No10(観光振興課)公益社団法人おかもま観光コンベンション協会 所管課報告出資額0、財産調書上出資額57,400,000円 出資先No43(庭園都市推進課)公益財団法人岡山市公園協会 所管課報告出資額57,000,000円、財産調書上出資額189,135,000円 については、出資額について、公有財産と行政改革推進室への報告額(担当課が公有財産として認識している金額)がずれている。	(観光振興課) 公有財産と行政改革推進室への報告額が同じとなるように修正した。 (庭園都市推進課) 措置済み。 令和4年度未付で財産調書の額を57,000,000円に修正した。
3	財政課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	—	出資先No36(政策企画課)一般財団法人吉井川水源地域対策基金(出資額34百万円、出資割合32.8%、取組率△34.8%)については、強制評価額の検討がなされていない。そもそも、地方公営企業法マニュアルが定する会計方針に岡山市が対応していない。地方公営企業法マニュアルP145(97)。 また、「指摘2」の結果として、出資先No10(観光振興課)公益社団法人おかもま観光コンベンション協会(出資額0円、出資割合0%、取組率△100%)が地方公営企業法上出資金として計上されている。 ※こちらについては、評価額というよりは過去における消却未処理の問題である。	(財)吉井川水源地域対策基金出資金については、目的に沿った事業執行により減算する積資産に及び、出資金額についても評価額として買付対照表及び行政コスト計算書に反映した。 公益社団法人おかもま観光コンベンション協会出資金については、令和4年度決算における買付対照表及び行政コスト計算書にて減算処理を行う。
4	財政課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	連結範囲の検討	地方公営企業に対する出資金	岡山市の、統一基準による財務書類(一般会計等)において、地方公営企業に対する出資が投資及び出資金に計上されていない。	地方公営企業に対する出資金を令和3年度決算における買付対照表上の投資その他の資産に計上した。
5	財政課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	連結範囲の検討	第三セクター等	出資先No57 公益財団法人岡山文化芸術創造については、出資割合87.2%であり出資割合50%超の形式基準で全部連結対象法人とされる出資であるが、比例連結とされてはいる。	(公財)岡山文化芸術創造については、令和3年度連結会計決算で全部連結対象団体とした。
6	財産活用マネージメント推進課	資産保全に関する統制状況	管理状況	岡山市の出資金	現在運用されている公有財産台帳については、岡山市公有財産取扱規則第15条1項に定める様式第6号が要求する保管簿所を記載する欄が設けられていないため、様式を改めるか公有財産台帳の書式を変更するべきである。	保管簿所を特記事項欄に記載する運用とした。
7	財産活用マネージメント推進課	資産保全に関する統制状況	管理状況	岡山市の出資金	公有財産台帳については、正確な記載をすべきである。 公有財産台帳の記載内容について、数量や単価の記載について誤ったものが数多く見られ、正確な記載となっているものは少数であった。また保管の有無に関する記載もほとんど記録されておらず、改善なしと記録しているものもあった。 システム上の問題も存すると考えられるが、常に固有財産の状況を明らかにするものであるため、正確に記載するべきものであり、そのように運用できるシステムとすべきである。	特記事項欄を用いて正確に記載する運用とした。

No.	担当課	章	節	項目	指旗の要旨	措置内容
8	産業振興課	資産保全に関する統制 状況	管理状況	岡山市の出資金	公有財産台帳の有価証券及び出資による権利の区別について、正確にすべきである。公有財産台帳の中に、すでに株券が電子化されているトヨタ銀行株式会社への出資について、有価証券として分類され、記録されていた。 なお、ヒアリング後に、当該出資についての公有財産台帳の分類を出資による権利として訂正されている。	令和4年度から財産台帳を出資による権利に訂正済み。令和4年度決算書の財産に関する調査においても訂正を行っている。
9	市街地整備課	資産保全に関する統制 状況	管理状況	岡山市の出資金	公有財産の取替については、正確に把握すべきである。 岡山市整備株式会社において、利益剰余金の資本組入れにより、株式の価額が増したのについて、新規に公有財産(株式)を取得したのとして公有財産台帳に登録された。 なお、ヒアリング後に、誤って登録していたものを削除するなど公有財産台帳を修正済みである。	令和4年11月29日 公有財産台帳を修正済み。
10	医療政策推進課	資産保全に関する統制 状況	管理状況	岡山市の出資金	公有財産である出資金については、正確に把握し管理すべきである。 地方独立行政法人岡山市立総合医療センターにおいて、平成26年度に地方公営企業が地方独立行政法人へ経営形態を変更していたところ、公会計上の処理においては、地方独立行政法人設立当初は、岡山市からの出資を出資金として計上していたが、新公会計制度の適用初年度である平成28年度の期首に地方公営企業に対する出資を当初から公有財産として管理できず、当該法人についても資産として計上していない。平成26年度末当初から公有財産として管理できず、公有財産台帳に登録されていない状況である。当該団体に対する出資金について、公有財産として管理すべきである。	令和4年度中に公有財産台帳を修正済み(登録簿の修正)
11	デジタル推進課 会計課	資産保全に関する統制 状況	管理状況	岡山市の出資金	有価証券である株券については、正確に保管すべきである。 岡山ネットワーク株式会社(株券1枚(10株券))について、現物の確認ができず、紛失の状況である。平成19年頃名義変更の際に管理されなくなつたものと思われるが、紛失の経緯等も不明な状況である。平成19年以降10年以上にわたって現物の確認がされていないことも問題であり、有価証券については毎年実査を行うなど確実に保管されていることを確認すべきである。	現在、岡山ネットワーク株式会社へ株券喪失登録申請をしており、令和4年10月19日付で受理されている。受理された日付より年経過後、株券再発行手続きが可能であるので、令和5年10月19日以降に株券再発行の手続きが行われる予定。 また、会計課で保管している有価証券等については、毎年実査については、確実に保管されていることを確認する。

令和4年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	業	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	行政事務管理課 財産活用マネジメント推進課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	—	<p>出資金額のずれについては、行政改善推進室の調査対象法人であるから明確に差異が把握可能であったのであるが、その他の法人に関しても差異が生じている出資先は存在する。</p> <p>これは、岡山市としての出資に対する統一した運用方針がないため、各担当課で十分な検討及びそれに伴う処理が出来ていないという事象が生じているためである。岡山市の類型として「善多(一般・公益)財団法人」に対する出捐金については、出資による権利として資産性を認定され、さらに必要となる自治法上の統制活動に必要となる出資割合の算定を求められるという、非常に算度の高いリスクが求められるのであるが、この統制について岡山市における指針がない中で、その第一義的な責任は各担当課となっており、そのことが後出事項に繋がっている。</p> <p>他地方自治体では、出資による権利について、運営上の指針となるような内部的な通知を出し、純然たる寄付金については、出資金から消却を行っている地方自治体もあることを考えると、岡山市としても何かしらの通知を出して統一して運用することが望ましい。その上で、岡山市の出資に当たる場合の明確な手続規程を策定することが望まれる。</p>	<p>出資による権利の考え方等については地方自治法等により示されており、各種通知等をふまえながら関係課との協議等で適切な対応を図る。</p>
2	行政事務管理課 財産活用マネジメント推進課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	出資割合が岡山市の地方自治法上の統制に与えている影響	—	<p>①岡山市として出資による権利のうち出捐計画通り基本財産等に充当された金額の調査(出資割合算定の分子となるもの)</p> <p>②出資先において、指定正味財産を原資とする基本財産等の金額の調査(出資割合算定の分母となるもの)</p> <p>また、現在の担当課の管理では後出事項が散見されることから、岡山市の統制として出資に関してファクトチェックを行う部署は設けた方が良いと思われる。</p>	<p>令和5年度から外勤団体等の制度所管理となった行政事務管理課において、令和5年7月に「市が出資等を行っている団体の出資金額及び出資割合等の調査」を実施し、外勤団体等の出資状況等を把握した。今後、こうした調査を適宜実施していく。</p>
3	財政課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	第三セクター等 連結範囲の検討	第三セクター等	<p>出資先No43 公益財団法人岡山市公園協会については、一般正味財産を基本財産に組入れたことにより、50%の出資割合となっているだけであり、実質基準では地方公会計マニュアルにあるこの点、現状50%となっており実質基準にて全部連結対象団体とされているが、調査修正後50%超出資の形式基準にて全部連結となっている法人という分類にすることが望ましい。</p>	<p>令和4年度決算において形式基準による全部連結対象団体とする。</p>
4	財政課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	連結範囲の検討	第三セクター等	<p>連結範囲の検討について連結の範囲に含めた際には検討しているが、財政課では毎期検討されていない。形式基準でも限りがあったが、実質基準では地方公会計マニュアルに明示された状況を毎期確認し連結の範囲に入るかどうか、という点を検討することが必要となる。そのような観点から、全体的な連結範囲の検討シートを毎期作成したうえで選別作業を実施することが望ましい。</p> <p>また、総務省の地方公会計マニュアルには、チェックリストもあたるため、財務書類等を作成したのち、チェックリストにて確認することも望まれる。</p>	<p>財務諸表作成時に調査割合による連結範囲の検討(形式基準)を毎期行う。また、実質基準においても地方公会計マニュアルに明示される分類に合致しているかを毎期確認する。</p>
5	財政課	出資割合に応じて要請される統制と岡山市における執行状況	連結範囲の検討	第三セクター等	<p>出資先No20一般社団法人岡山市老人クラブ連合会について、連結範囲の再検討の結果全部連結対象団体に当たる場合には、過年度に行った強制評価減を修正する処理を行うことが望ましい。</p>	<p>令和5年度決算において形式基準及び実質基準双方による連結対象の検討を行った結果、連結対象団体ではなかった。今後、全部連結の対象となった場合は過年度の強制評価減の修正処理を行う。</p>

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
6	会計課	資産保全に関する規制状況	管理状況	岡山市の出資金	有価証券等の管理にあたっては、現在の状況を確実に把握できるようにするのが望ましい。 会計課作成の有価証券保管状況一覧については、基本的に担当課から保管依頼があったときから作成されており、その後の状況変化(番号変更、担当課変更、株券廃止など)に対応していない。会計課においても各種からの情報や公有財産台帳を確認して現在の保管状況を正確に確認できるようにすることが望ましい。	毎年、公有財産台帳名簿に有価証券保管状況一覧の内容を確認するとともに、設置がある場合には担当課にも変更の有無について照会を行い、会計課での保管状況が正確であることを確認する。
7	地域包括ケア推進課	出資金に関する個別検討	担当課毎の統制検討	地域包括ケア推進課	インボイス制度施行後に公益財団法人岡山市シルバー人材センターにおいてどのように事業を継続していくかについて検討していくことが必要と考えられる。	インボイス制度導入に伴う消費税負担については、当法人が費用を負担するが、6年間の経過措置期間中は軽減措置が認められているため事業継続への影響は限定的である。経過措置期間中に施行予定のフリーランス新法法の施行にあわせて契約方式を見直すため、想定されていた負担は発生しない見込みである。
8	財政課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市市債調整基金	岡山市市債調整基金は、基本的に計画の中で積み立てて取崩を行っている。そして、積み立てた金額について、目的達成のため、相応の金額が順調に積み立てられており、今後も引き続き、計画的な積み立てを行うよう留意いただきたい。	意見も踏まえ、適切に対応していく。
9	財政課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市庁舎整備基金	現在、岡山市は新庁舎整備事業に着手しており、岡山市庁舎整備基金について、その目的である新庁舎整備事業の財源に充当している。今後、計画的な積み立て、運用を行い、今後の庁舎整備に要する経費に使用されたい。	意見も踏まえ、適切に対応していく。
10	生活安全課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市文通遺児激励基金	当初の設定金額が1,513千円に対し令和4年3月31日現在51,125千円である。また、取り崩しが240千円と取り崩し額を考慮しても基金が充分確保されている状態である。そのため支給額の増額については基金の支給対象者が中学生までなので、高校進学率の上昇等を考慮すると、少なくとも高校生まで支給対象を拡大するべきでなかろうか。	令和5年度から支給額を増額した。小中学校入学時については2万円増額し5万円の支給、中学校卒業時については7万円増額し10万円の支給とした。
11	市民協働企画総務課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市協働のまちづくり秋山基金	岡山市協働のまちづくり秋山基金を有効活用するために基金活用委員会を設置する要領は作成しているが、平成21年に協働委員が更新されていないため、現在の局長、担当課とは異なっている。また、当該委員会を平成24年度以降開催してはならず、議事録も一部作成していない。基金の有効な活用方法について、議論を重ね、当該委員会を開催し、議事録を作成し、保管することが望ましい。	基金活用委員会設置要領を改正し、局長名、担当課名等を変更した。 さらに、基金の有効活用のため、協働関係58課の所属長や担当者を集めた7月の会議で、基金を活用した事業の委嘱を促し、制度について詳しく説明を行った。協働関係各課から活用の提案があれば、当該委員会を開催し、基金を活用していく。また議事録を作成し、保管することとする。
12	福祉課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市ふれあい公社基金	これまでの取崩しの額・経緯を見ると、このままでは7年後に基金残高がなくなる可能性が高く、当該基金の目的である財源確保という点が失われてしまう。 そこで、当該基金の目的である財源確保という観点から、取崩し、つまり利用額について、見直しをすべきである。	見直しを行い、令和8年度より取り崩し額の変更を行うこととした。
13	障害福祉課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市障害者福祉同働基金	基金について取崩は毎年少額である。心身障害者及び精神障害者の福祉増進を図るために設置されているため、スポーツ以外にも積極的に活用することが望ましい。	障害者スポーツ以外にも心身障害者及び精神障害者の福祉事業の経費の財源に充てることとした。
14	環境施設課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市一般廃棄物処理施設整備基金	焼却場の改修・修繕費用として、国から費用の3分の1の補助金援助がなされる。また、中・長期的な計画で改修・修繕計画が行われ、それに基づき、改修・修繕が行われていく。そこで、今後も、補助金・積立額等をきちんと把握し、引き続き中・長期的な計画で、岡山市一般廃棄物処理施設整備基金の運用・支出を精査されたい。	これまで老朽化した廃棄物処理施設については、国の交付金等により順次順次即り循環型社会推進地域計画(5か年)を策定し、計画的に改修を行っていき、 一方、高度経済成長期に集中的に整備された施設が多く、今後、一斉に老朽化する見込みであるため、戦略的に維持管理・更新を行うことを目的に一般廃棄物処理施設整備計画(10年～)の策定を行っているところである。 この整備計画を柱とし、適切な財源の確保に努めてまいります。

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
15	国保年金課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市国民健康保険専業基金	<p>一人当たり医療費の増加などのため、一人当たりの国民事業費納付金は増加傾向にあるものの、基金として積み立てなければならぬ必要金額に列しての明確な回答がなかった。</p> <p>国民事業費納付金については、岡山県が市町村ごとに算定し決定する仕組みとなっており、国民事業費納付金を納めるために徴収すべき保険料額や取り崩す基金の額は、岡山市のみで判断できない仕組みであるため、岡山市において、毎年いくらの基金を充てるのか明確にするのは難しいと思うが、できるだけ近似値を提示していただきたい。</p>	<p>基金に関する国方針や現在の市条例による明確な基準も無いことから、ご意見にあるとおり、積み立てる基金額、取り崩す基金額を算算することは困難だが、他の政令市や県内市町村における平均基金保有額も参考にしながら、備えるべき基金額について毎年度判断していく。</p>

岡教企第244号
令和5年11月27日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会

包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・令和4年度包括外部監査 1項目

以上

令和4年度包括外部監査結果に対する措置通知

令和5年9月30日現在で改善措置を講じた事項

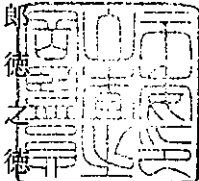
【意見】

No.	担当課	章	節	項目	意見の要旨	措置内容
1	保健体育課	個別検討	個別の基金の検討	岡山市学校教育施設等 整備基金	<p>積立金額について、当初の計画数値より基金の積立が増加している。これは財政状況を考慮したためである。しかし、前年の積立額より著しい増加であるため、既定金額の目標および既定金額の目的を継続して積立っていくように注意を払っていただきたい。</p>	<p>積立の目的・目標額が変わることなく、積立を前倒したものはあるが、当初積立計画に沿った積立を継続していくように努めていく。</p>

岡山市監査委員公表第29号

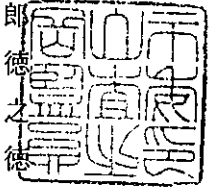
地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年9、10月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月8日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸徳	
同	藤	原	哲之	
同	福	吉	智徳	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 藤原哲之
同 福吉智徳



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和5年9月10日実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

北区役所		市民保険年金課 農林水産振興課 地域整備課 土木農林分室 御津支所 建部支所
環境局	環境部	環境事業課
	環境施設部	一宮浄化センター
下水道河川局	下水道経営部	下水道経営企画課 下水道営業課
	下水道施設部	下水道保全課 下水道施設整備課 下水道管路整備課

前記の課等において、令和5年4月1日から令和5年7月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

<指摘事項>

(1) 収入事務について

ア 前年度の道路占用料の調定及び収入手続きについて、今年度になって手続きしたのものがあるなど、債権管理に不備が認められたので、適正な債権管理を行うよう要望する。

(北区役所地域整備課)

イ 令和5年7月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、し尿処理手数料において143万円余(収納率5.5%)認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないように要望する。

(環境事業課)

ウ 令和5年7月31日現在、過年度繰越分の収入未済額が、未収下水道使用料において6,772万円余(収納率96.3%)、その他営業外未収金において3千円余(収納率0%)、水洗便所改造資金貸付金償還金未収金において13万円余(収納率0%)、その他未収金において35万円余(収納率8.9%)認められた。

今後とも、未収金の解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、過年度繰越を生じないように要望する。

(下水道営業課)

<意見>

(1) 建設改良費の予算執行に係る意見

令和4年度下水道事業会計決算審査意見書において建設改良費の繰越について意見を述べたが、令和5年度当年予算についても、計画的な進行管理と執行に努めるよう要望する。

(下水道保全課)

(下水道施設整備課)

(下水道管路整備課)

【資料】

環境事業課

収 入 状 況

(令和5年7月31日現在)

細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
し尿処理手数料（滞納繰越分）	1,517,290	83,070	1,434,220	5.5

下水道営業課

収 入 状 況

(令和5年7月31日現在)

項目別		調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		円	円	円	%
営業未収金	未収下水道使用料	1,824,452,801	1,756,729,502	67,723,299	96.3
営業外未収金	その他営業外未収金	3,865	0	3,865	0
その他未収金	水洗便所改造資金貸付金償還金未収金	130,696	0	130,696	0
	その他未収金	387,369	34,409	352,960	8.9
	小 計	518,065	34,409	483,656	6.6
合 計		1,824,974,731	1,756,763,911	68,210,820	96.3

岡山市監査委員公表第30号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和5年9、10月実施出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

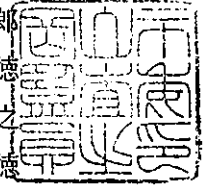
令和5年12月8日

岡山市監査委員	重	松	浩二郎
同	土	居	幸徳
同	藤	原	哲
同	福	吉	智徳



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 藤原哲之
同 福吉智徳



出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

- (1) 一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ
- (2) 岡山市土地開発公社

令和4年度における出納事務及びその他出納に関連する事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記団体の事業運営が、出資目的に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和4年度における出資事務及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、法人運営及び事業は、出資目的ののっとり実施されており、経営状況については良好であると認められた。


また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第31号

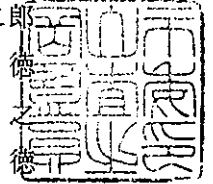
地方自治法第199条第7項の規定に基づく令和5年9, 10月実施公の施設の指定
管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月8日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	藤	原	哲	
同	福	吉	智	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 藤原哲之
同 福吉智徳



公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

- (1) 富士建設工業株式会社
(岡山市岡山北斎場)

令和4年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和4年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設は適切に管理されており、協定書や仕様書等に基づく義務の履行はおおむね適切に行われているものと認められた。


また、事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

岡山市監査委員公表第32号

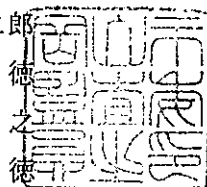
地方自治法第199条第5項の規定に基づく令和5年9,10月実施財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の随時監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月8日

岡山市監査委員	重	松	浩二	
同	土	居	幸	
同	藤	原	哲	
同	福	吉	智	

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 藤原哲之
同 福吉智徳



随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
出資団体監査	産業観光局 商工部 創業支援・雇用推進課	一般財団法人 岡山市勤労者サポートプラザ	団体に対する出資者としての指導監督業務
	財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課	岡山市土地開発公社	
公の施設の指定管理者監査	市民生活局 市民生活部 生活安全課	富士建設工業株式会社	岡山市岡山北斎場管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和5年9、10月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和4年度の事務が、法令等にとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 団体に対する出資者としての指導監督業務について

令和4年度における団体に対する出資者としての指導監督業務について監査した結果、事務処理について、適正に処理されていた。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和4年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じられたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

<指摘事項>

今回の監査において、協定書に基づき指定管理者に納付させるべき収益の配分について事務が行われていないことが認められた。

今後このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を行うよう要望する。

(生活安全課)